

## 守口市災害見舞金支給要綱

守口市災害見舞金支給要綱（昭和45年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事を除く。）及び火事をいう。
- （2） 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- （3） 死亡 災害により市内において被害を受けて死亡した場合（災害時に市内に住所を有していた者に限る。）をいう。
- （4） 重傷 災害により市内において負傷した場合（災害時に市内に住所を有していた者に限る。次号において同じ。）であって、30日以上の治療期間を要したものをいう。
- （5） 軽傷 災害により市内において負傷した場合であって、14日以上30日未満の治療期間を要したものをいう。

（適用除外）

**第3条** この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害については、適用しない。

（災害見舞金の支給対象者等）

**第4条** 災害見舞金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に支給する。

- （1） 災害により市内の住家又は住家の部分に被害を受けた世帯 当該世帯の世帯主（世帯主が災害により死亡している場合にあっては、その遺族）
- （2） 死亡 当該死亡した者の遺族
- （3） 重傷又は軽傷 当該重傷又は軽傷の被害を受けた者

2 災害見舞金を支給する被害の程度及び災害見舞金の支給の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(災害見舞金の申請)

**第5条** 災害見舞金の支給を受けようとする者は、被災した日（死亡の場合には、死亡した日）から3月以内に、守口市災害見舞金支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、重傷であるため前項に規定する期間内に申請することが困難であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、申請期限を治療が終了した日から起算して3月を経過した日とすることができる。

3 第1項の申請書には、災害見舞金の支給の対象となることを証する書類を添付しなければならない。

(遺族の範囲等)

**第6条** 災害見舞金の支給を受けることのできる遺族の範囲は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、その者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 災害見舞金の支給を受けることのできる遺族が2人以上ある場合においては、これらの者のうち1人を支給の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(災害見舞金の返還)

**第7条** 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金の支給を受けた者があるときは、支給した災害見舞金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、災害見舞金の支給に関し必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

被害の程度		支給の内容
全壊（全焼）		1世帯当たり 100,000円
半壊		1世帯当たり 50,000円
一部被害		1世帯当たり 30,000円
死亡		1人当たり 50,000円
重傷	治療期間60日以上	1人当たり 10,000円
	治療期間60日未満	1人当たり 5,000円
軽傷		1人当たり 3,000円

備考

- 1 「全壊」とは、住家全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊し、焼失し、又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上のものをいう。ただし、損壊の割合を床面積によって算出することが適当でないと市長が認める場合は、主要構造部（壁、柱、はり及び屋根をいう。以下同じ。）の損壊の割合を固定資産税の評価方式により算定し、その算定した割合が5割以上のものをいう。
- 2 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の損壊し、又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の2割以上7割未満のもの及び床上浸水をいう。ただし、損壊の割合を床面積によって算定することが適当でないと市長が認める場合は、主要構造部の損壊の割合を固定資産税の評価方式により算出し、その算定した割合が2割以上5割未満のものをいう。
- 3 消防活動により住家が全壊し、又は半壊した場合は、それぞれ前2項の全壊又は半壊とみなす。
- 4 「一部被害」とは、住家の損壊し、又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の2割に満たないが、消防活動により家具等に放水害を受け、一時的に居住することが困難なものをいう。